○農林水産省告示第四百六十五号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第九条第二項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める区域を次のように定め、平成二十六年四月一日から施行し、平成十年三月二十六日農林水産省告示第五百十号（家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項の農林水産大臣が定める区域を定める等の件）は、同日付けで廃止する。

平成二十六年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

ブルセラ病の検査に係る家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項の農林水産大臣が定める区域は、次の表のとおりとする。

都道府県名	区域
佐賀県	嬉野市

○経済産業省告示第五十八号

小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十五年政令第三百八号）第七条の規定に基づき、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条第三項第二号ロ及びハの平成二十六年度に係る支給率を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの平成二十六年度に係る支給率は、〇とする。

○経済産業省告示第五十九号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第六十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年三月十二日付けで同項の設備導入促進法人を次のとおり指定したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　設備導入促進法人の名称

一般社団法人低炭素投資促進機構

二　設備導入促進法人の住所

東京都中央区新川一丁目五番十八号

三　設備導入促進法人の設備導入促進業務を行う事務所の所在地

東京都中央区新川一丁目五番十八号

四　設備導入促進法人の設備導入促進業務の開始の日

平成二十六年三月十二日

○経済産業省告示第六十号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部の施行に伴い、特定新事業開拓投資事業の実施に関する指針を廃止する告示を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

特定新事業開拓投資事業の実施に関する指針を廃止する告示

特定新事業開拓投資事業の実施に関する指針（平成二十六年経済産業省告示第六号）は、廃止する。

附　則

この告示は、産業競争力強化法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○経済産業省告示第六十一号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十六年三月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

学校の名称	学部・学科名	備考
富山高等専門学校	電気工学科	平成二十六年三月までの卒業生については従前のとおりとする。

○国土交通省告示第三百六十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十年十一月十二日から平成三十四年三月三十一日まで

三　施行地区　埼玉県さいたま市西区大字高木字氷川、字小明、字道下、字稲荷下及び字稲荷前の各一部、大字清河寺字丸山の全部、字西原、字前原、字大塚及び字天山の各一部、大字指扇字大の全部、字木、字大西及び字増永の各一部

四　土地区画整理事業の名称　さいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目四十二番地七

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十年十一月十二日

七　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日

平成二十六年三月二十六日

○国土交通省告示第三百七十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十三年三月五日から平成三十四年三月三十一日まで

三　施行地区　埼玉県さいたま市緑区大字大門字野原、字宮下、字内町の各一部、大字上野田字野境の一部、大字下野田字宿畑、字家下の各一部及び字新道下、字新田、字流の全部、大字中野田字附ノ木、字稲荷下、字五郎シ、字入部崎の各一部、大字南部領辻字円城寺の一部、大字玄蕃新田字長町の一部及び字内、字外の全部、大字高畑字水引堀下、字狭土手下の各一部及び字八雲、字新田耕地の全部、大字寺山字下、字中の各一部

四　土地区画整理事業の名称　さいたま都市計画事業浦和東部第二特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻四千百二十四番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十三年三月五日

七　事業計画の変更（第三回）の認可の年月日

平成二十六年三月二十六日

○国土交通省告示第三百七十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十三年三月五日から平成三十四年三月三十一日まで

三　施行地区　埼玉県さいたま市緑区大字大門字野原、字宮下、字内町の各一部、大字上野田字野境の一部、大字下野田字宿畑、字家下の各一部及び字新道下、字新田、字流の全部、大字中野田字附ノ木、字稲荷下、字五郎シ、字入部崎の各一部、大字南部領辻字円城寺の一部、大字玄蕃新田字長町の一部及び字内、字外の全部、大字高畑字水引堀下、字狭土手下の各一部及び字八雲、字新田耕地の全部、大字寺山字下、字中の各一部

四　土地区画整理事業の名称　さいたま都市計画事業岩槻南部新和西特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻四千百二十四番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十三年三月五日

七　事業計画の変更（第三回）の認可の年月日

平成二十六年三月二十六日

○国土交通省告示第三百七十二号

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府令第三号）別表第二の備考の一の（一）の2の規定に基づき、道路の案内標識の英語による表示に関する告示を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏